

XII 社会福祉協議会

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉事業経営者及び社会福祉活動を行う者が参加して組織されています。

社協では、地域の社会福祉調査・研究、各種相談事業、ボランティア活動の育成、福祉教育、福祉行政機関や福祉施設・団体との連絡調整及び地域住民の組織化活動を援助する事業のほか、介護保険事業、障害者総合支援事業や保育園の運営も行っています。

1. 社協のあらまし

(1) 概要

設 立 昭和 29 年 7 月（法人の設立 昭和 43 年 3 月 28 日）

所在地 多治見市太平町 2-39-1（多治見市総合福祉センター内）

(2) 事業

社会福祉法において、次のように定められています。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動計画

地域の福祉課題を把握し、地域住民や関係団体と協力して課題の解決を図るための目標と地域福祉の活動を示すものとして地域福祉活動計画を策定しています。

(2) 福祉委員

福祉委員は、誰もが地域で安心して暮らせるように、民生児童委員などと連携して、身の回りで困っている人を早期に発見し、適切なサービスに結びつけるとともに、近隣の方々の協力を得て支え合える体制を地域ぐるみで築くために町内会単位に設置しています。

(3) 社協出前講座

市内の小中学校、高等学校や住民の方々からの要望に応じ、職員が地域へ出向き、専門的な知識と経験を活かした、健康講座、福祉座談会、福祉体験教室などの様々な講座を開催します。

(4) ひまわりサロン

ひまわりサロン事業は、地域住民が主体となって、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりを図る活動です。地域の誰もが、楽しく、気軽に、無理なく集える場を地域でつくるため、歩いて行ける規模（集会所、公民館など）で実施しています。人と会い、会話をし、大声で笑い、仲間と楽しい時間を過ごすことはひきこもりの予防にもなります。

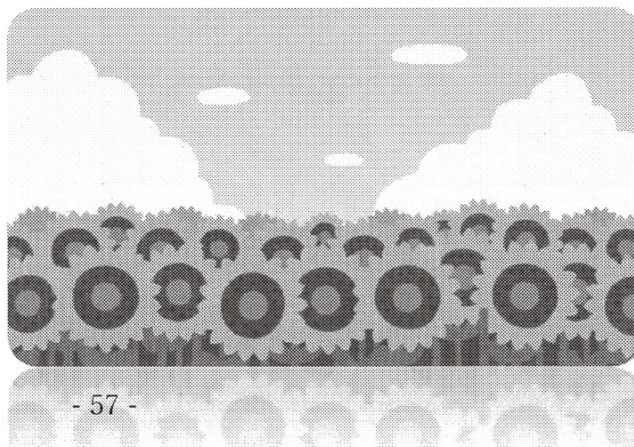
【事業内容】

- ①レクリエーション（唱歌、制作、演奏、ゲームなど）
- ②健康づくり（健康相談、血圧チェック、健康体操など）
- ③おしゃべり会
- ④季節の行事（花見、紅葉狩りなど）
- ⑤子どもの遊び場、親と子の居場所づくり
- ⑥介護予防（脳トレゲーム、筋力アップ体操など）
- ⑦その他（参加者と協力者の希望や思いを大切に企画します）

<ひまわりサロンの数>

(各年10月1日現在)

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
119		119		127	
<内訳>		<内訳>		<内訳>	
高齢者	108	高齢者	108	高齢者	116
障がい児者	6	障がい児者	5	障がい児者	7
子育て	5	子育て	6	子育て	4



(5) 地域福祉協議会

地域住民が主体となる福祉活動の推進や身近な場所での相談・支援、地域の連絡調整の強化などを目的に、地域住民によって運営する地域福祉協議会を設置しています。小学校区を単位とし、平成16年度の脇之島小学校区を皮切りに、笠原、市之倉、根本、北栄、共栄、養正、小泉地域のそれぞれの小学校区に設置されており、未設置地域についても設置を目指しています。

【事業内容】

- ①地域ボランティアの登録・あっせん・養成
- ②住民による小地域福祉活動の推進、活動支援
- ③生活支援サービスの実施
- ④福祉相談窓口の開設、運営
- ⑤地域組織・団体との連携
- ⑥地域福祉課題の調査・研究
- ⑦総会の開催や広報紙の発行などによる福祉への理解促進 など

名 称	所 在 地	電話番号
脇之島地域福祉協議会 (ふれあいセンターわきのしま)	脇之島町6-31-1 (34区自治会センター内)	0572-22-6828
笠原地域福祉協議会	笠原町2900-6 (かさはら福祉センター2階)	0572-43-6822
市之倉地域福祉協議会 (ふれあいの里いちのくら)	市之倉町8-20 (市之倉青年会館内)	0572-21-1147
根本校区地域福祉協議会 (ふれあいねもと)	北丘町1-73 (根本22区民館構内)	0572-27-6605
北栄地域福祉協議会 (ふれあい北栄)	旭ヶ丘10-2-41 (市営住宅内)	0572-27-5411
共栄地域福祉協議会 (ふれあい共栄)	小名田町3-216 (旧共栄診療所)	0572-26-9559
養正地域福祉協議会	坂上町7-30 (坂上児童館内)	0572-26-9116
小泉地域福祉協議会 (ふれあい小泉)	小泉町7-178 (小泉交流センター内)	0572-51-2418

3. 生活支援事業

(1) 車いす貸出事業

一時的に車いすを必要とされる方に貸し出すことで、身体的な負担を減らすとともに、外出をお手伝いします。（貸出期間は2か月以内で、料金は無料です。）

(2) 生活福祉資金貸付事業

他からの借入が困難な低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的な自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉や社会参加の促進を図ります。社協に相談のうえ申し込みを行い、貸付審査は岐阜県社会福祉協議会が行います。

資金種類	内 容
総合支援資金	失業など日常生活全般に困難を抱えた世帯の再建に必要な資金を貸し付けます。
福祉資金	低所得者世帯・高齢者世帯・障がい者世帯に対し、日常生活上の一時的に必要な経費を貸し付けます。 また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった際の少額の資金(緊急小口資金)を貸し付けます。
教育支援資金	低所得世帯に属する方が高等学校、大学などへ進学するために必要な経費を貸し付けます。
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付けます。
生活復興支援資金	被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等を貸し付けます。

(3) 臨時特例つなぎ資金貸付制度

公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者の方に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けることにより、その自立を支援することを目的とした貸付制度です。社協に相談のうえ申し込みを行い、貸付審査は岐阜県社会福祉協議会が行います。

(4) 小口資金貸付事業

一時的な緊急事態の際に少額の資金の貸し付けを行い、就労支援と共に生活指導を行うことで自立の援助を図ります。

(5) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援センター）

認知症や知的・精神障がい等の症状がある方で、判断能力に不安があるために、福祉サービスの利用の方法が分からなかったり、日常生活に必要な預貯金の出し入れなどにお困りの方を対象に、岐阜県社会福祉協議会から委託を受けて相談・支援を行っています。

＜サービスの内容＞

- ・福祉サービスの利用援助：福祉サービスの適切な利用や利用料金の支払いの援助等
- ・日常的金銭管理サービス：日常生活に必要な支払いや預貯金の出し入れの援助等
- ・書類等預かりサービス：大切な証書や印鑑等の預かり

4. ボランティア活動支援事業

(1) 多治見市ボランティアセンター事業

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成・援助を行い、社会福祉の増進を進めます。

① ボランティアセンター（ボランティアルーム）の概要

場 所 総合福祉センター 4階
開館日時 午前8時30分～午後9時30分（12月29日～1月3日を除く）
施設内容 パソコンコーナー、ボランティア情報コーナー、コピー機の使用

② ボランティア登録者数 (各年10月1日現在)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
団 体	115 団体	3,729 人	118 団体	3,521 人	131 団体	3,702 人
個 人	35 人		81 人		59 人	

(2) 福祉共育支援事業

福祉共育支援事業は、市内の小・中・高等学校で行われる福祉教育・活動を支援することで福祉教育の充実を図ることを目的としています。

【活動内容】

- ・福祉体験学習の助言、指導
- ・福祉体験学習に必要な教材等の貸出
- ・本会が運営する福祉施設の見学案内
- ・福祉に関する講師の派遣調整
- ・その他福祉教育の推進に必要な事業

【連絡会の開催】

- ・福祉教育担当の教師及び教育委員会を交えて、福祉活動への取り組みに関する情報交換や意見交流を行っています。

5. 広報・啓発・相談事業

(1) 多治見市社会福祉大会

昭和 40 年から毎年 1 回社会福祉関係者が一堂に集まり、市民の福祉に対する一層の理解と協力を得ることを目的として開催しています。

大会では、社会福祉に功績のあった方の表彰をはじめとして、大会宣言、大会決議の採択を行い、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」への住民参加を呼びかけています。

(2) 広報事業

社会福祉に対する市民啓発や福祉事業の P R のための広報活動を行っています。

【主な事業】

- ① 広報紙「ふれあい」の発行（2 か月に 1 回発行、市内全世帯に配布）
- ② 音訳ボランティアによって作成された「声の広報」（広報たじみ、議会だより、ふれあい等をテープに録音したもの）を市内の視覚障がい者（希望者）に送付及びホームページへ掲載
- ③ Facebook、Instagram 等 SNS の運営

(3) 相談事業

ちょっとした悩み、愚痴から深刻な心配ごとまで専門の相談員がじっくり話を伺っています。

【場所】 総合福祉センター

福祉相談	相談日	月曜日～金曜日
	時 間	8：30～17：15
	内 容	福祉に関すること全般
	担当者	社協職員

6. 共同募金

共同募金運動は、民生児童委員、自治会、事業所、ボランティア等の協力を得て、毎年10月1日から12月31日まで（12月は「歳末たすけあい運動」）の期間に全国的に展開されます。

＜共同募金の使いみち＞

- ・福祉施設（老人ホーム、障害者福祉施設、保育園など）の建物・設備・備品の整備（※）
 - ・社会福祉協議会が行う地域の課題解決のための各種事業
 - ・災害時の災害ボランティアセンター設置運営費や被災地支援
- （※）介護保険事業施設は除く

7. 社会福祉事業積立金

昭和60年度から制度を設け、住民その他の篤志者の寄附をもって社会福祉事業積立金を積み立てています。

この積立金から生ずる利息は、社協の進める地域福祉活動事業等あらゆる社会福祉活動の充実に役立てています。

※令和5年3月31日現在 269,356,951 円の社会福祉事業積立金を積み立てています。

8. 市からの委託事業

【指定管理事業】

- ①総合福祉センター＜児童センター、障害者福祉センター、老人福祉センター＞
- ②サンホーム滝呂＜児童センター、老人福祉センター＞
- ③ふれあいセンター姫＜児童センター、老人福祉センター＞
- ④かさはら福祉センター
- ⑤児童館・児童センター＜旭ヶ丘・共栄＞
- ⑥児童発達支援施設＜発達支援センター「なかよし」・発達支援センター「ひまわり」＞
※令和6年4月1日から児童発達支援センター「わかば」に統合移転されます。
- ⑦池田保育園

【その他の事業】

- ①地域包括支援センター事業
＜総合福祉センター、サンホーム滝呂、ふれあいセンター姫、かさはら福祉センター＞
- ②生活支援ヘルパー派遣事業（介護保険適用以外の人）
- ③生活困窮者自立支援事業＜生活自立支援センター＞